

# インターネット上の違法・有害情報への対応 ～ プロバイダの立場から ～

2005年3月24日

ニフティ株式会社 法務部課長

山下 康史

1. 犯罪行為・不法行為の種類
2. 対応の方向性（二つの局面）
3. 自衛のための情報提供
4. フィルタリングサービス
5. 違法・有害情報発信者への対応
6. 迷惑メールへの対応
7. 規制の動き
8. 最後に

## 1. 犯罪行為・不法行為の種類

- 利用形態に違法性のあるケース  
(不正アクセス行為、迷惑メールの送信、ウィルスの送信、Dos攻撃等)
- 発信される情報の内容に違法性のあるケース
  - ・ 特定の被害者のいるケース  
(名誉・信用毀損、著作権侵害、プライバシー侵害、ストーカー行為、児童ポルノ、脅迫等)
  - ・ 特定の被害者のいないケース  
(わいせつ画像等)
- インターネットが不正な情報収集、金銭の請求、犯罪の準備のために利用され、実社会で被害が発生するケース  
(フィッシング、架空・不当請求、詐欺、共謀者募集・情報交換等)
- 禁制品の売買等のための情報交換の手段として利用されるケース  
(わいせつ画像、児童ポルノ、違法コピーソフト、薬物、銃器等)

\* 便宜上の区分

## 2. 対応の方向性(二つの局面)

### ■ 事前 (予防)

- ・ 安全、快適にインターネットを利用していただくために役立つ、  
情報の提供 (会員・非会員問わない)  
サービスの提供 (会員)

### ■ 事後 (被害の拡大防止等)

- ・ 会員規約に基づく、情報発信者への対応 (契約上の問題)  
警告、削除、利用停止、強制退会
- ・ プロバイダ責任制限法に基づく対応 (民事上の問題)  
送信防止措置の依頼、発信者情報開示請求。(但し、応じるとは限らない。)
- ・ 捜査への対応 (刑事手続き上の問題)  
原則として強制捜査に対して情報開示を行う。緊急時は個別対応。

### 3. 自衛のための情報提供

#### ■ セキュリティ@nifty (<http://www.nifty.com/webapp/security/index.jsp>)

- ・ セキュリティ基礎知識を身に付けよう！  
インターネットの仕組み等の基本的な知識
- ・ セキュリティ被害に遭わないために！  
プライバシーの保護、ウィルス対策、コミュニティへの参加時の注意事項
- ・ セキュリティ被害に遭ってしまったら ---  
迷惑メール、架空請求メール

#### ■ Kids@nifty (<http://kids.nifty.com/>)

インターネット安全ガイド ～ネットのトラブルからキッズを守ろう～  
(<http://kids.nifty.com/parents/security/index.htm>)

\* 配布資料をご参照ください。

## 4. フィルタリングサービス

- Webフィルタ for Kids (<http://www.nifty.com/webfilter>)

2003年9月提供開始

- 従来のフィルタリングサービスの改良

- ・ 負荷の軽減によるユーザビリティの向上
- ・ 四つのコンセプト

ユーザー毎のフィルタリングポリシー

フィルタ設定のカスタマイズ

Web閲覧禁止時間の設定 → 保護者の要望により追加した機能(更に強化の予定)

Web閲覧履歴(ログ)の調査

- ・ 一層の普及を目指す

\* 配布資料をご参照ください。

## 4. フィルタリングサービス

### ■ フィルタリングの強度を選択できるカテゴリー（6種類）

セックス、ヌード、暴力、言葉・表現、カルト・オカルト、ギャンブル

### ■ ON/OFFで設定するカテゴリー（26種類）

- ・ ライフレジャー（求人、不動産、旅行、グルメ）
- ・ エンターテイメント（ゲーム、スポーツ、エンターテイメント、アミューズメント）
- ・ 金融経済（オンライントレード、インターネットバンキング、金融情報）
- ・ ショッピング（ショッピング、オークション）
- ・ コミュニケーション（出会い、Webメール、掲示板、チャット、メールマガジン）
- ・ 不正技術（ハッキング・クラッキング、ウィルス、違法ソフト、匿名アクセス）
- ・ ツール（ソフトウェアダウンロード、URL変換サイト）
- ・ ストリーミング（ライブカメラ、ストリーミングメディア）

## 5. 違法・有害情報発信者への対応

### ■ 当社のサービスを利用して会員が情報の発信者となる場合

#### 会員規約 第18条(禁止事項) \* 抜粋

(<http://www.nifty.com/policy/terms.htm?top8>)

- ・ 他者を差別もしくは誹謗中傷し、又は他者の名誉もしくは信用を毀損する行為。
- ・ わいせつ、児童ポルノ又は児童虐待に相当する画像、文書等を送信もしくは表示する行為、又はこれらを収録した媒体を販売する行為、又はその送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為。
- ・ 他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為
- ・ 他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為
- ・ 違法な薬物、銃器、毒物もしくは爆発物等の禁制品の製造、販売もしくは入手に係る情報を送信又は表示する行為。賭博、業務妨害等の犯罪の手段として利用する行為。犯罪を助長し、又は誘発するおそれのある情報を送信又は表示する行為。
- ・ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に基づく、当該事業の提供者に対する規制及び当該事業を利用した不正勧誘行為の禁止に違反する行為。
- ・ 無断で広告・宣伝・勧誘等の電子メールを送信する行為。
- ・ ストーカー行為等の規制等に関する法律に違反する行為。
- ・ 上記各号のいずれかに該当する行為が見られるデータヘルクを張る行為。

## 5. 違法・有害情報発信者への対応

### ■ 事後対応

- ・ 通信の秘密の保護、検閲の禁止
- 事前の審査はできない。(基本的に監視義務はない。)
- ・ 通報、被害の申告を端緒として、事後審査を行うことはある。

### ■ 対応の前提

- ・ 自社のサービスが情報発信に関与していること。情報が具体的に特定できること。
- ・ 実社会でのやり取り、背景等には関知できない。

### ■ 会員規約違反への対応

- ・ 削除の前段階の手続き（事実確認、警告、自主的削除の要求）
  - ・ 強制的な削除、利用停止
- 会員規約違反、違法性が明らかの場合に会員規約に基づき行使する。
- 限定的な行使に止まり、濫用はできない。
- 会員規約違反、違法性が明らかといえるかどうかの判断は困難な場合が多い。

## 6. 迷惑メールへの対応

### ■ 迷惑メールの問題点

- ・ 円滑なメールサービス利用の妨げ → 利用者にとっての「迷惑」
- ・ 円滑なメールサービス提供の妨げ → プロバイダにとっての「迷惑」
- ・ 個人情報漏洩及び悪用の危険 → フィッシング
- ・ 内容 → 出会い系サイトやアダルトサイトの広告、架空・不当請求

\*「あわてないで!! クリックしただけで、いきなり料金請求する手口」

国民生活センター [http://www.kokusen.go.jp/soudan\\_now/click.html](http://www.kokusen.go.jp/soudan_now/click.html)

### ■ 会員による迷惑メールの送信

- ・ 会員規約上の取り扱い（禁止事項 → 警告、利用停止、強制退会）
- ・ 送信者が特定できることが前提

### ■ 会員宛ての迷惑メールの送信

- ・ スпамメールブロックサービス、迷惑メールフォルダーサービスの提供
- ・ 会員への中継(受信)の拒否 → 慎重な運用が求められる

## 7. 規制の動き

■ 出会い系サイト規制法（インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律）  
平成15年12月1日施行

### 利用者に対する規制

- ・ 児童に係わる誘引の処罰

### インターネット異性紹介事業者に対する規制

- ・ 児童利用の防止措置
- ・ 都道府県公安委員会による是正命令

### 犯罪被害防止のための措置

- ・ 保護者による児童利用の防止措置
- ・ 国及び地方公共団体による教育及び啓発等の措置
- ・ プロバイダ（インターネット異性紹介事業のための役務提供者）による児童利用の防止措置

## 7. 規制の動き

### ■ 東京都青少年の健全な育成に関する条例の改正 (インターネット上の有害情報への対応)

事業者に対する自主規制を促す努力義務（平成17年10月1日施行）

- ・ インターネットプロバイダは、フィルタリングサービスの提供と勧奨を行う。
- ・ インターネットカフェは、青少年の利用者に対し、フィルタリング付の機器を提供する。

保護者等に対する努力義務（平成17年10月1日施行）

- ・ 保護者は、青少年にフィルタリングサービスを利用させる。
- ・ 保護者及び関係者は、青少年に危険性、過度の利用による弊害を教育する。

都に対する努力義務（平成17年4月1日施行）

- ・ 都は普及啓発や教育を推進する努力義務を負う。

(<http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2005/02/20f2g101.htm>)

### ■ 総合的な対策の必要性

- ・ 教育、啓発の推進 → 予防、自衛の重要性
- ・ それぞれの立場からの参画（学校、保護者、事業者、国・地方公共団体等）  
→ 出会い系サイト規制法、改正東京都条例に見られる方向性

### ■ 事業者の自主的な対応

- ・ サービスの提供形態や事業規模は様々であり、画一的な規制は馴染まないばかりか、技術の進展に対応できないおそれがある。
- ・ 事業者が自己の事業形態や規模に即した自主的な対応を図るほうが、柔軟な対応が可能である。